

令和3年10月11日

港区手話講習会 受講生 各位

令和3年度港区手話講習会 ボランティア保険の
支払について

標記について、令和2年度のボランティア保険料をお支払いし、かつボランティア保険未申請の方は、令和2年度分の支払証明でもボランティア保険が申請可能です。ただし、令和3年度から保険料が上がったため、差額のお支払いをしていただく必要がございます。

以下の表に支払についての概要を記載いたしますのでご確認ください、それぞれの支払状況に応じてご対応くださいますようお願いいたします。

不適切な案内をしてしまい、まことに申し訳ございません。

	今年度（350円）	来年度（350円）
令和2年度支払証明（300円）を今年度の申請に使う場合	今年は差額の50円のみ支払い、300円と50円の2種類の支払証明を講習会当日に持参	350円の支払証明を講習会当日に持参（払込票は来年度の受講内定通知に同封）
令和2年度支払証明（300円）を来年度の申請に使う場合 ※今年度すでに350円支払済の方など	350円の支払証明を講習会当日に持参	来年に差額の50円のみ支払い、300円と50円の2種類の支払証明を講習会当日に持参（払込票は来年度の受講内定通知に同封）

※支払証明がない場合は無効となり、再度払込が必要となります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 港区社会福祉協議会
生活支援係 手話講習会担当

T E L : 6230-0282